

委員会提出議案第 1 2 号

子どもの医療費の無料化を国の制度として実施することを求める意見書

子どもが病気になったとき、医療費の支払いを心配せず、安心して治療を受けさせたいと思うのは、子育て世代の人たちの切実な願いです。昨年 10 月には、日本医師会から、子育ての心配をなくし、少子化対策を支援するため「義務教育終了までの外来医療費の無料化を目指す」という提言が行われるなど、子どものいのちと健康を守る施策の充実が喫緊の課題となっています。

さいたま市では、子どもの医療費について、中学校卒業時までの入院と通院にかかる医療費の全額を助成しており、他の地方自治体でも独自の助成制度を設けているものの、対象年齢や助成条件といった制度内容がそれぞれ異なり、地域ごとに格差が生じているのが現状です。

子どもの健康には、病気の早期発見と早期治療、治療の継続が必要であり、安心して子どもを生き育てられる社会を実現するためには、住んでいる場所によって子どものいのちや健康に違いがあってはならないことから、国の制度として子どもの医療費を全額助成し、安心して子どもたちの成長を見守る環境の整備をすることが求められています。

以上のことから、国においては、下記の事項の実施を強く要望します。

記

- 1 国の制度として、子どもの医療費助成制度を実施するために研究を進めること。
- 2 子どもの医療費助成制度が実施されるまでの間、地方自治体単独による医療費給付事業を現物給付で実施した場合に行われる国民健康保険国庫負担金の減額措置を緩和すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 14 日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰